

平成 30 年 1 月 15 日

昭島市長 臼 井 伸 介 殿

昭島市特別職報酬等審議会
会長 平 畑 文 興



教育長の給料の額について（答申）

平成 29 年 8 月 17 日付け 29 総職指第 127 号をもって諮問のあった
標記のことについて、別紙のとおり答申いたします。

昭島市特別職報酬等審議会答申書

1 はじめに

本審議会は、平成 29 年 8 月 17 日に昭島市特別職報酬等審議会条例（昭和 40 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、市長から教育長の給料の額について諮問を受けた。

本審議会は、最近の社会経済情勢をはじめ、市の財政状況、他自治体における報酬等の状況などを参考とし、下記の資料に基づき広範な視野に立ち審議を行った。

<資料>

- ・ 昭島市特別職報酬等審議会条例
- ・ 26 市特別職報酬等一覧表
- ・ 26 市教育長の給料月額
- ・ 26 市特別職報酬等改定状況
- ・ 平成 22 年度以降改定した市の状況
- ・ 平成 27 年度決算に基づく各市の特別職報酬等の状況
【給料・報酬月額×12 月比較】
- ・ 平成 28 年度決算に基づく各市の特別職報酬等の状況
【給料・報酬月額×12 月比較】
- ・ 平成 28 年度決算に基づく類似団体（市町村類型Ⅲ－3）
の特別職報酬等の状況【給料・報酬月額×12 月比較】
- ・ 各市特別職報酬額年収ベース一覧表（市長・副市長・教育長）
- ・ 各市特別職報酬額年収ベース一覧表（議長・副議長・議員）
- ・ 平成 25～28 年度全国学力調査（小 6・中 3）における全国・東京都比較

<参考資料>

- ・ 第 2 次昭島市教育振興基本計画

2 審議経過

この諮問を受け、平成 29 年 8 月 17 日、10 月 24 日、12 月 7 日の 3 回にわたり審議会を開催した。

教育長の給料の額について

教育長は、教育行政の責任者として、第 2 次昭島市教育振興計画などを着実に推進するほか、新たな教育長制度では、教育長の職務と教育委員長の職務が一本化されたことにより、従来にも増してその職務の範囲は拡大し、職

責の重みも増しており、高度で専門的な見識と的確な判断力、強い実行力などが要求されている。

教育長の給料の額については、現下の社会経済情勢、市の財政状況、類似団体との均衡などを考慮しつつ、市民の負託に応えるべく課せられたその職責や職務の困難性に応じた水準が保たれなければならない。

平成29年11月の月例経済報告によると、景気は、緩やかな回復基調が続いているとされている。また、市の財政状況については、財政構造の弾力性を示す経常収支比率の推移から依然として財政の硬直化の課題があるなど、厳しい状況が続いているものの、行財政改革の着実な推進による成果などから一定の状態を保っているところである。

このような行財政環境の中、第2次昭島市教育振興計画に基づき、教育分野においては教育を推進する4つの柱、「確かな学力の定着」「豊かな心の醸成」「健やかな体の育成」「輝く未来に向かって」が推進され、生涯学習分野においては「生涯学習」「図書館活動」「文化・芸術」「スポーツ・レクリエーション」「文化財」の5つの施策について推進されている。

教育長の給料の額については、市において自主的に決定されるべきものであり、市民の十分な理解が得られるものでなければならないことは言うまでもない。

審議の過程においては、他団体との比較方法について言及があり、従来の多摩26市での比較だけではなく、近隣県の類似団体との比較や期末手当を含めた年収ベースでの比較など新たな切り口で審議が行われた。

その上で、新たな教育長制度では、教育長の職務と教育委員長の職務を一本化することにより、職務と職責は重くなる。また、参考資料から見る教育長の給料の額については、多摩26市や類似団体と比較するとやや高い状況にある。その一方で、市税収入等の財政状況を踏まえた比較では、多摩26市では比較的中位にあり、類似団体との比較では、やや低い状況にあることが確認されたところである。

3 結 論

全3回にわたる審議会での審議を踏まえ、教育長の給料の額については、職務と職責に応じた給料という視点では、役割が大きくなる分の増額が考えられるものの、現状の給料の額を見ると比較的高い状況にあることや、新たな体制のもと、第2次昭島市教育振興計画の着実な推進を期待されていることから、現行額を据え置くことが適当であるとの結論に達した。

4 おわりに

昭島市では、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする第五次昭島市総合基本計画が7年度目を迎え、また、平成27年度から平成32年度までの6年間を計画期間とする第2次昭島市教育振興基本計画が折り返し地点を迎えるなど、将来世代にも誇れる魅力あるまちづくりを推進し、将来都市像である「元気都市あきしま」の確かな実現に向け、大変重要な時期を迎えている。

地域主権という大きな流れの中において、地方自治体の役割や責任も一層重みを増し、特別職の役割はこれまでも増して重要になってきている。

こうした中、特別職におかれては、是非それぞれに課せられた役割を十分に果たされ、報酬額等に見合った職務遂行を強く求めつつ、昭島市の発展と市民福祉の一層の向上に努力されるよう期待するものである。

また、特別職の報酬等の額の審議にあたっては、他市との比較論である横のバランスだけではなく、例えば今回諮問を受けた教育長の給料の額であれば、昭島市の他の特別職（市長・副市長）の多摩26市中の順位と教育長の順位を比較するなど、縦のバランスにも留意するなど、これまでの審議内容を踏まえつつ、資料作成等については、多角的な視点から引き続き検討する必要があることも付言しておく。

今後、社会経済情勢や市の財政状況等が急激に変化する事態が生じたときには、時宜を失することなく本審議会に改めて諮問されるよう申し添える。